

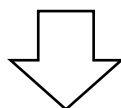
選考試験に関する新たな取組みについて

1 社会人経験者の受験資格要件緩和と「社会人経験者教員免許取得チャレンジ選考」の新設

多様な社会人経験を有する人や、過去に教員免許を取得したものの、その後に民間企業等で勤務した経験がある人が教員採用試験を受験しやすいように特別選考③「社会人経験者」における受験資格要件を緩和する。また、これから教員免許を取得する人の教員採用試験受験を可能にし、最大2年間の採用延期を認める「社会人経験者教員免許取得チャレンジ選考」を新設する。

(1) 特別選考③「社会人経験者ア」における受験資格要件の緩和

	対象区分	受験資格要件
令和5年度実施試験 特別選考③「社会人経験者ア」	全校種対象	法人格を有する民間企業、官公庁等で、 <u>平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間に通算3年以上の勤務経験</u>



	対象区分	受験資格要件
令和6年度実施試験 特別選考③「社会人経験者ア」	全校種対象	法人格を有する民間企業、官公庁等で、 <u>令和6年3月31日までに、通算2年以上の勤務経験</u>

(2) 「社会人経験者教員免許取得チャレンジ選考」を新設

教員免許は取得していないが、教員を志望する人に対して、教員免許取得期間を考慮し、教員採用試験最終合格者には、最大2年間の採用延期を可能とする特例選考を新設する。

	対象区分	受験資格要件等
令和6年度実施試験 社会人経験者教員免許取得チャレンジ選考	全校種対象	法人格を有する民間企業、官公庁等で、令和6年3月31日までに、通算2年以上の勤務経験かつ令和9年3月31日までに、受験する校種等・教科の教員普通免許状取得をめざす者が受験可能となる（最大で2年間の採用期間延期を可能とする）。ただし、最大で令和9年3月31日までに受験校種等・教科の教員普通免許状を取得できなかった者は採用されない。採用延期日は「令和8年4月1日」または「令和9年4月1日」とする。

2 秋期試験の新設

夏期に実施している神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験に加え、新たに秋期試験を実施する。

(1) 対象校種

小学校

(2) 選考区分

一般選考

特別選考(教職経験者、社会人経験者)

障がいのある人を対象とした特別選考

(3) 試験内容

・第1次試験:筆記試験(教科専門試験、一般教養・教職専門試験)

・第2次試験:模擬授業、個人面接及び論文試験(論文試験は第1次試験日に実施)

(注意) 実施要項については、令和6年7月中にお知らせします。